

## 2-1 事業計画の概要

### 【収集運搬】

#### ■産業廃棄物収集運搬

産業廃棄物収集運搬業を行うにあたり、予め排出事業者と当社で産業廃棄物処理委託契約を締結し、確認した上で処分先に運搬する。その際、運搬車両には運搬車の旨の表示をして、マニフェストと許可証(写)を必ず携帯し、マニフェストとおりに中間処理施設又は最終処分場に搬入後速やかに排出者に返送するなど、関係法令を遵守する。

#### ■特別管理産業廃棄物収集運搬業

主に空知管内の病院や診療所などから排出される感染性産業廃棄物や建設工事等から排出される廃石綿等や廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)を事業者の委託を受けて最終処分場まで収集運搬する。

収集運搬時において事故等の不測の事態が生じたときは、応急的に生活環境への営業防止措置をとるとともに、速やかに各関係機関に通報する。

### 【処理処分業】

#### ■産業廃棄物処分業

埋立処分に適さない大きさの廃棄物(廃プラスチック、木くず、ゴムくず、がれき類)は破碎処理後に適正処分する。

排出事業者から生じる廃プラスチック類と紙くずを圧縮して、再生事業者へ売却する事業と廃プラスチック類を破碎・溶融または破碎・圧縮し、売却できるものは再生事業者へ販売し、金属くずは破碎して再生可能なものは金属商に売却し、売却できないものは埋立処分する。

廃棄物が飛散しないよう注意し、最終処分場の一定の場所を指定する。

#### ■特別管理産業廃棄物処分

ダンピングする前にフレコンバック等の耐水性の材料で2重梱包されていることを目視確認し、処分場の所定の場所に投下されたものを重機により速やかに覆土します。

## 2-2 処理計画書

### ■産業廃棄物収集運搬業

#### ・産業廃棄物の種類及び運搬量

1. 燃え殻 0.1t/月
2. 汚泥 20.2t/月
3. 廃油 0t/月
4. 廃酸 0t/月
5. 廃アルカリ 0t/月
6. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 5.1t/月
7. 紙くず 1.1t/月
8. 木くず 10.5t/月
9. 繊維くず 0.5t/月
10. 動植物性残さ 1t/月
11. ゴムくず 0t/月
12. 金属くず 2.3t/月
13. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。) 3t/月
14. 鋳さい 1t/月
15. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 40t/月
16. 動物のふん尿 0t/月
17. 動物の死体 0t/月
18. ばいじん 0t/月
19. 産業廃棄物を処分するために処理したもの 0t/月

#### ・特別産業廃棄物の種類及び運搬量

1. 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類) 0t/月
2. 廃酸(pH2.0 以下のもの) 0t/月
3. 感染性産業廃棄物 25t/月
4. 廃石綿等 0.8t/月

## ■処理処分量

### ・産業廃棄物処理処分量

1. 燃え殻 0.5t/月
2. 汚泥 23t/月
3. 廃油(タールピッチに限る。) 0t/月
4. 廃プラスチック類(石綿含有を含む) 586t/月  
" (破碎溶解後、売却) 0.5t/月  
" (破碎圧縮後、売却) 0t/月  
" (圧縮後、売却) 6.5t/月
5. 紙くず(飛散防止後、埋立) 0.3t/月  
紙くず(圧縮後、売却) 1t/月
6. 木くず(埋立) 28.6t/月  
" (破碎後、ボイラー燃料として売却) 40t/月
7. 繊維くず 5.5t/月
8. 動植物性残さ 17t/月
9. ゴムくず 0t/月
10. 金属くず(埋立) 1.1t/月  
" (破碎後、売却) 7.6t/月
11. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有を含む) 243.4t/月
12. 鋳さい 0.1t/月
13. がれき類(石綿含有廃棄物を含む) 458.1t/月  
" (中間処理後、売却) 586t/月
14. ばいじん 34t/月
15. 動物のふん尿 0t/月
16. 動物の死体 0t/月
17. 産業廃棄物を処分するために処理したもの 0t/月

### ・特別産業廃棄物処理処分量

1. 廃石綿等 2.5t/月

## 2-3 環境保全措置の概要

### 【収集運搬業】

#### ■産業廃棄物収集運搬業

- ・運搬の際には過積載、速度違反等がないよう道路交通法を遵守する。
- ・悪臭、騒音、振動による生活環境の事故の発生を防止する。
- ・運搬車両は定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する。
- ・安全運転を励行し、騒音、振動粉じんによる生活環境保全上の事故の発生を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物を運搬する際には、破断しないように最終処分場に搬入する。

#### ■特別管理産業廃棄物収集運搬業

- ・特別管理産業廃棄物の飛散、流出を防止する。
- ・廃石綿等は、運搬時に破砕等を行わず、他の廃棄物と混合することのないよう収集運搬する。  
混載した場合は他の廃棄物も廃石綿として取り扱う。また、容器は2重のポリエチレン製密閉袋を使用する。
- ・運搬車両の車体外側側面に運搬車両である旨その他の必要な事項を表示する。
- ・運搬に際しては、交通法規を守り安全に留意する。

### 【処理処分業】

#### ■産業廃棄物処分業

##### (1)中間処理施設において講ずる措置

- ・散水の実施等粉じん発生防止を行う。
- ・消音仕様や低振動の機械を採用する。
- ・操業時間等、周囲の環境に配慮する。
- ・産業廃棄物処分基準を順守して操業を行う。
- ・中間処理施設に異常が生じたときは直ちに操業を停止し、環境の安全等に異常がないか点検を実施する。
- ・周辺への臭気対策としては、早急に覆土する等の処置をする。

##### (2)最終処分場において講ずる措置

- ・搬入された産業廃棄物の飛散防止対策として、散水や都度覆土を行う。
- ・消音仕様や低振動の機械を採用する。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による水質検査は基より、自社による水質検査を毎月実施し近隣の住宅や田畑に影響が出ないよう日常管理を徹底する。
- ・搬入車が場外へ出る場合に、付着物で道路等に影響がないよう洗車装置の通過を徹底する。
- ・動物のふん尿、動物の死体の埋立箇所について、害虫や小動物による環境被害とならない様、覆土管理を徹底する。

## ■特別管理型産業廃棄物処分量

- ・搬入時に搬入物が廃石綿である事並びに搬入時に固形化や薬剤により安定化されたのち耐水性の材料で 二重梱包されていることを聴助し、目視確認する。
- ・処分場内の所定の場所を廃石綿等の専用の埋立区域として指定し、その場所に埋立する。
- ・埋立場所に投下した廃石綿等は、梱包資材が破損しないように速やかに覆土した後、作業終了後重機で、転圧する。
- ・維持管理基準を順守して、点検、水質検査を定期的の実施して記録を保存する。
- ・事故や異常があった場合は速やかに応急措置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関に通報、周知する。